

松阪市業務委託成績評定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、業務委託における成果の品質を確保するため、本市の業務委託成績評定（以下「委託評定」という。）を行い、受託業者の適正な選定及び指導に利用することについて必要な事項を定めるものとする。

(委託評定の対象)

第2条 委託評定の対象とする業務は、松阪市建設工事執行規程（平成17年1月1日告示第6号）第2条に規定する工事のうち、総務部契約監理課において契約を締結する測量、調査、設計並びにこれらに類する業務（以下「委託業務」という。）を対象とする。

(評定者)

第3条 委託評定を行う者は、検査員及び監督員（以下「評定者」という。）とする。

(委託評定の方法等)

第4条 委託評定は、完成検査時に契約の履行状況及び業務の成果等に関して業務委託完成検査評定書（以下「委託評定書」という。）に基づき、適正かつ公正に評価するものとする。

2 委託評定書は、測量、調査等に関する業務の評定は様式第1号を、設計、解析等に関する業務の評定は様式第2号を、建築設計に関する業務の評定は様式第2-2号を使用する。

(委託評定書の提出)

第5条 評定者は、前条の規定により作成した委託評定書を契約監理課で検査する委託業務については、契約・検査担当参事に、主管課で検査する委託業務については、主管部長等を経由し契約・検査担当参事に委託評定書を提出するものとする。ただし、契約・検査担当参事が緊急を要する委託業務又は極めて簡易な委託業務で委託評定書により評価することが適当でないと判断するときは、委託評定書の作成を省略することができる。この場合における請負額は、130万円未満とする。

(評価の決定)

第6条 契約・検査担当参事は、前条の規定により提出を受けた委託評定書の履行評価又は成果評価がD又はEの評価となった委託業務並びに評定点が標準点を下回る委託業務（以下「不良業務」という。）については、当該業務の受託業者（以下「当該業者」という。）から事情聴取を行って当該工事の評価を決定し、松阪市入札及び契約審査会設置要領（平成17年1月1日松阪市告示第151号）第2条第5号の規定により松阪市入札及び契約審査会（以下「審査会」という。）の承認を得なければならない。

2 前項に掲げる標準点は60点とする。

3 契約・検査担当参事は、前項の規定により、不良業務の評価を行った場

合は、速やかにその評価結果を当該業者及び主管部長等に文書で通知するものとする。

(指名停止等)

第7条 前条第1項の規定により、不良業務と評価を決定された受託業者は、松阪市建設工事等指名(入札参加資格)停止措置要領(平成17年1月1日松阪市告示第150号。以下「指名停止要領」という。)に準じて指名停止を行うものとする。この場合において、指名停止要領別表中の「請負工事成績評定要綱」とあるのは「業務委託成績評定要綱」と読み替えるものとする。ただし、不良業務の評価と決定された日から起算し過去3年までの間に不良業務の実績が無く、次の各号のいずれかに該当する場合は、注意勧告するものとする。

(1) 履行評価又は成果評価のいずれかがD評価の委託業務を行ったとき。

(2) 評定点が標準点未満の評価を受けた委託業務を行ったとき。

(優遇措置)

第8条 委託評定書において履行評価及び成果評価が共にA評価となった委託業務(以下「優良業務」という。)を行なった市内業者に対しては、次に掲げる優遇措置を講じるものとする。

(1) 総手持ち件数の制限枠の優遇

優良業務を2回行った場合は、総手持ち業務委託件数の制限枠を1件追加し、以後、優良業務を2回行うごとに総手持ち業務委託件数の制限枠を1件追加する。

(2) その他の優遇

主管課長は、優良業務を2回行った業者と随意契約を行うことができる。

2 前項各号に規定する評価に係る優良業務の回数を算定する場合は、当該業務の検査評定の日を含む過去2年度の間に評定された工事とする。

3 第7条に規定する指名停止又は注意勧告の処分若しくは第1項に掲げる優遇措置を講じるにあたり、評価区分D又はE評価の評価を含む委託業務は、下記のとおり優良業務の件数で相殺できる。なお、相殺は、評価を決定した日から起算し過去3年以内に施工された優良業務を対象に行い、優良業務が複数ある場合は過去のものから行うものとする。

(1) E評価の委託業務は、優良業務2件と相殺する。

(2) D評価の委託業務は、優良業務1件と相殺する。

4 前項の規定により相殺された優良業務は、第1項に規定する優良業務の回数には算定しない。

(評定点の通知)

第9条 評定点の通知は、松阪市建設工事執行規程第29条第1項に規定する委託業務完成認定書により通知する。

(評定点の説明依頼)

第 10 条 当該業者は、評定点に対する説明を業務委託評定説明依頼書（様式第 3 号。以下「依頼書」という。）により完成認定書の交付日から起算して 14 日以内に請求することが出来る。

2 前項の請求があったときは、当該委託業務の評定を行った検査員及び監督員は、依頼書を受理した日から起算して 14 日以内に業務委託評定説明書（様式第 4 号）により回答を行うものとする。

(再評定の請求)

第 11 条 前条第 2 項の回答を受けた後、当該業者が再評定を請求するときは完成認定書の交付日から起算して 60 日以内に業務委託再評定請求書（様式第 5 号。以下「請求書」という。）により行うものとする。

(再評定)

第 12 条 前条の規定による請求があったときは、請求のあった日から起算し 60 日以内に松阪市入札等監視委員会規則（平成 19 年松阪市規則第 20 号）第 1 条に規定する松阪市入札等監視委員会（以下「監視委員会」という。）において再評定請求の受理、棄却を審議し、松阪市入札及び契約審査会設置要綱第 1 条に規定する審査会において決定をする。請求を受理すると決定された場合は、再評定を行い業務委託再評定通知書（様式第 6 号）により回答するものとする。また、請求を棄却すると決定された場合は、業務委託再評定請求棄却通知書（様式第 7 号）により回答をする。

2 前項の再評定の実施方法及び検査員の決定は、審査会により行う。

附 則

この告示は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。（平成 20 年 4 月 1 日告示第 154 号）

附 則

この告示は、公表の日から施行する。（平成 21 年 6 月 1 日告示第 201 号）

附 則（平成 27 年 3 月 31 日告示第 107 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日告示第 174 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日告示第 69 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日告示第 116 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 131 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

業務委託(測量、地質等)完成検査評定書

		業務区分	測量・地質・その他				
業務委託名							
受注者							
公告番号	第	号					
契約金額	円						
工期	年	月	日	～ 年 月 日			
完成年月日	年	月	日				
検査評定日	年	月	日				
《 評 価 算 定 》							
評価項目	評価区分(※該当する枠に○をする)					評 定 点 計 算	
	A 91以上	B 90～75	C 74～50	D 49～35	E 34以下	①項目別評点	②配点補正率 ①×②
履行評価						点	40% 点
成果評価						点	60% 点
評 定 点 (③を四捨五入する)						点	計=③ 点
※優良/不良業務の判定							
備 考							
監 督 員	所 属 課		係		氏 名		
検 査 員	職 名				氏 名		

業務委託(設計、解析業務)完成検査評定書

						業務区分	設計・解析・その他		
業務委託名									
受注者									
公告番号	第		号						
契約金額								円	
工期	年		月	日	～	年		月	日
完成年月日	年		月	日					
検査評定日	年		月	日					
《 評 価 算 定 》									
評価項目	評価区分(※該当する枠に○をする)					評 定 点 計 算			
	A 91以上	B 90～75	C 74～50	D 49～35	E 34以下	①項目 別評点	②配点 補正率	①×②	
履行評価						点	40%	点	
成果評価						点	60%	点	
評 定 点 (③を四捨五入する)						点	計=③	点	
※優良/不良業務の判定									
備 考									
監 督 員	所 属 課		係		氏 名				
検 査 員	職 名				氏 名				

業務委託(建築設計)完成検査評定書

		業務区分		建築設計				
業務委託名								
受注者								
公告番号	第		号					
契約金額	円							
工期	年		月	日	～ 年 月 日			
完成年月日	年		月	日				
検査評定日	年		月	日				
《 評 価 算 定 》								
評価項目	評価区分(※該当する枠に○をする)					評 定 点 計 算		
	A 91以上	B 90～75	C 74～50	D 49～35	E 34以下	①項目 別評点	②配点 補正率	①×②
履行評価						点	40%	点
成果評価						点	60%	点
評 定 点 (③を四捨五入する)	点					計=③		点
※優良/不良業務の判定								
備 考								
監 督 員	所 属 課		係		氏 名			
検 査 員	所 属 課		係		氏 名			

年 月 日

(宛先)松 阪 市 長

所 在 地
商号(氏名)
代表者氏名

業 務 委 託 評 定 説 明 依 頼 書

年 月 日付け完成認定書により通知された下記の業務に係る評定について、説明を依頼します。

記

1. 業 務 名

2. 業 務 場 所 松阪市 町 地内

3. 工 期 (自) 年 月 日
(至) 年 月 日

4. 完成検査日 年 月 日

5. 疑義の事項

年 月 日

様

松阪市長



業 務 委 託 評 定 説 明 書

年 月 日付けで説明依頼のありました下記の業務について、松阪市業務委託成績評定要綱第10条第2項の規定に基づき回答します。

記

1. 業 務 名

2. 業務場所 松阪市 町 地内

3. 工 期 (自) 年 月 日
 (至) 年 月 日

4. 完成検査日 年 月 日

5. 疑義事項に対する回答

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

年 月 日

(宛先)松 阪 市 長

所 在 地
商号(氏名)
代表者氏名

業 務 委 託 再 評 定 請 求 書

年 月 日付け完成認定書により通知された下記の業務の
評定点については、業務委託評定説明書により回答がありました。疑義が
ありますので再評定を請求します。

記

1. 業 務 名

2. 業 務 場 所 松阪市 町 地内

3. 工 期 (自) 年 月 日
(至) 年 月 日

4. 完成検査日 年 月 日

5. 請求理由

年 月 日

様

松阪市長



業務委託再評価請求棄却通知書

年 月 日付け業務委託再評価請求書により請求のあった、
下記の業務の再評価については、松阪市業務委託成績評定要綱第12条の
規定に基づき審議した結果、下記の理由により再評価の請求を棄却します。

記

1. 業務名

2. 業務場所 松阪市 町 地内

3. 工期 (自) 年 月 日

(至) 年 月 日

4. 完成検査日 年 月 日

5. 棄却の理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....